中泊町告示第１２６号

条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項の規定により、次のとおり公告する。

令和８年１１月２日

中泊町長　濱舘豊光

１　競争入札に付する事項

（１）委託番号　第３６号
（２）委託名　町道３７５号線舗装補修設計業務委託
（３）委託場所　中泊町大字　中里　地内
（４）委託期間　契約の翌日から令和９年３月２５日まで
（５）委託概要　設計業務　Ｎ＝１．０式
道路設計　Ｌ＝１，０７０．０ｍ
（６）業務の種類　土木関係建設コンサルタント業務
（７）予定価格　￥６，２９２，０００－（消費税及び地方消費税含む）

２　入札参加形態　単体企業のみの入札

３　入札参加資格

（１）地方自治法施行令第１６７条の４に規定する者に該当しないこと。
（２）中泊町財務規則（平成１７年３月中泊町規則第６２号。以下「財務規則」という。）第１１９条第１項の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
（３）中泊町競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成２５年中泊町規則第１６号以下「資格審査」）第４条の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定されたものであること。
（４）西北県土整備事務所管内に本店を有すること。
（５）令和８年度中泊町競争入札参加資格者名簿において、土木関係建設コンサルタント業務に登録された者であること。
（６）次に掲げる基準を満たす管理技術者又は照査技術者を配置できること。
①当該業務に対応する国家資格等を有する者。
②当該入札参加希望者と入札申込日以前に３ヶ月以上の直接的な雇用関係にある者。
（７）中泊町建設業者等指名停止要領（平成２５年中泊町訓令第４号）又は青森県建設業者指名停止要領（昭和６０年青監第３２３号）に基づく指名停止の措置を、当該公告の日から入札（開札）日まで受けていないこと。
（８）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の適用を申請した者は、裁判所からの更生手続開始決定がなされ、更生手続開始決定後の建設業法第２７条の２３に規定する経営事項審査を受けていること。
（９）平成２８年度以降に同業種又は同業種と認められる青森県及び県内市町村発注業務委託において、５００万円を超える元請負実績が１件以上あること。

4　入札参加資格申請の方法

（1）受付期間　　令和８年１１月２日（月）から令和８年１１月９日（月）まで
ただし、閉庁日を除く。

（2）受付時間　　午前８時３０分から午後５時まで
ただし、受付最終日は午前８時３０分から正午までとする。
ＦＡＸ番号：　０１７３－５７－３８４９

（3）提出先　　中泊町役場　　財政課契約担当

（4）提出方法　　ＦＡＸのみ受付。（参加資格審査申請書のみ送信のこと。）
（参加資格審査申請書原本及びその他添付書類は、提出先に１１月９日必着で郵送、または直接持参。）

（5）提出書類

①条件付き一般競争入札参加資格審査申請書

②配置予定技術者調書

・技術者の資格等が確認できる書類の写しを添付

・技術者が常時雇用されている者であることが確認できる書類の写しを添付
（技術者の雇用保険被保険者資格喪失届、住民税の特別徴収税額通知書等）

③業務実績調書

・中泊町以外の業務請負実績については請負実績が確認できる書類の写しを添付

④注意事項

・配置予定技術者調書には、受注時に配置できる技術者を記載すること。

・配置予定技術者は当該業務完了まで、原則として変更できません
ただし、配置予定技術者が、死亡・退社・入院等やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

・他の業務を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず、重複して落札した場合は、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。

（6）提出部数　　１部（Ａ４版）

（7）その他

①申請書の作成及び申込みにかかる費用は、申請者の負担とする。

②提出された申請書及び関係書類は、返却しない。

③提出された申請書及び関係書類の差替え、訂正及び再提出は認めない。

④提出された申請書及び関係書類の内容について、別途その内容を聴取することがある。

5　入札参加資格の決定

（1）入札参加資格の確認は、申請書及び関係書類の提出期限日をもって行うものとし、次のとおり通知する。

①通　知　日　　令和８年１１月１０日（火）

②通知方法　　ＦＡＸにより通知する。

（2）審査の結果、資格が認められなかった者は、次のとおり不服申立書により申立をすることができる。

①提出期限　　令和８年１１月１１日（水）　午後５時まで

②提出先　　中泊町役場　２階　　財政課契約担当

③提出方法　　提出先に直接持参すること。

（3）町長は、不服申立に対して書面により速やかに回答するものとする。

（４）入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められたものが、入札（開札）日までに次に掲げるいずれかに該当することとなった時は、入札参加資格を喪失し入札に参加できない。

①入札参加資格の要件を欠いたとき

②申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載していることが明らかとなったとき

③入札に参加させることが、著しく不適当と認められるとき

６　設計図書の閲覧

（１）閲覧期間　　令和８年１１月２日（月）から令和８年１１月９日（月）まで
ただし、閉庁日を除く。

（２）閲覧時間　　午前８時３０分～正午まで及び午後１時～午後４時３０分まで

（３）閲覧場所　　中泊町役場　１階　環境整備課

（４）データのコピーを希望する方にはメールで送信するため、環境整備課へ連絡すること。

７　設計図書に対する質問

（１）設計図書に対する質問がある場合は、次のとおり質疑書により提出すること。

①提出期限　　令和８年１１月１１日（水）　正午まで

②提出先　　中泊町役場　　財政課契約担当
ただし、閉庁日を除く。

③提出方法　　ＦＡＸ又は持参により提出するものとし、それ以外は受け付けないものとする。ＦＡＸ送信時には財政課契約担当へ連絡すること。

（２）質問に対する回答は、令和８年１１月１２日（木）午後５時までに、ＦＡＸで質問者のみに回答する。

８　入札（開札）の日時及び場所

（１）日　　時　　令和８年１１月１９日（木）　午前１０時２０分から

（２）場　　所　　中泊町役場　２階　委員会室

９　入札に関する事項

（１）入札方法　　中泊町郵便入札実施要領（平成２９年訓令第９号。以下「郵便入札」という。）により執行する。

（２）郵送方法　　一般書留、簡易書留のいずれかによる。

（３）到着期限　　令和８年１１月１８日（水）までに必着のこと。

（４）送付先　　〒０３７－０３９９　中里郵便局留　中泊町財政課契約担当行

（５）入札回数　　１回とする。なお、落札者がいない場合は、不調とする。

（６）入札書記載事項

①日付：　令和８年１１月１９日

②金額：　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（７）委託費内訳書

入札書の提出に際し、入札金額の根拠となった委託費等を記載した委託費内訳書を同封して提出すること。

１０　入札条件

中泊町競争入札心得（平成１７年中泊町訓令第３３号。）を遵守すること。

１１　入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金は、免除とする。

（２）契約保証金は、契約金額の１０分の１以上の金額を納付するものとする。
ただし、履行保証保険契約又は公共工事履行保証契約を締結した場合は、契約保証金を免除する。また、銀行若しくは町長が確実と認めた金融機関の保証又は保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。

１２　入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札辞退届を入札（開札）日前日までに持参により提出すること。

１３　入札（開札）の立会い

（１）入札（開札）にあたり、入札参加資格を有すると認められた者の中から、入札立会人２名を決定し、依頼する。

（２）入札立会人には、入札立会依頼書をＦＡＸで送付するので依頼を受けた者（代表者又はその代理人）は、立会うこと。

（３）予定された立会人が開札の時刻までに到着しない場合は、当該入札事務に従事していない町の職員を立ち会わせる。

１４　入札の無効

①入札参加資格のない者の入札
②申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載した者の入札
③入札者心得書及び郵便入札の条件等入札に関する条件に違反した入札
④工事費内訳書の合計金額に違算又は、入札金額と一致しない者の入札
⑤入札書又は工事費内訳書若しくは封筒に記入もれ、押印もれがある者の入札
⑥事前公表した予定価格（税抜）を超える金額の入札

１５　落札者の決定方法

（１）本入札は、財務規則に基づき最低制限価格を設定する。

（２）予定価格の制限の範囲内で上記により設定した最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とする。

１６　契約の締結

（１）落札者には、開札終了後、直ちに電話連絡する。

（２）落札決定の日から７日以内に契約書を取り交わすものとする。（契約日時は、１１月２５日１４：００～とする。）ただし、落札者からの申出により、契約締結の延期の承認を与えたときは、この限りでない。

（３）落札決定後、契約締結までの間において、入札参加資格の要件を欠いた者又は指名停止要領に基づく指名停止の措置を受けた者には、当該契約を締結しないことがある。

１７　その他

（１）現場説明会は実施しない。

（２）申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載した場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。

（3）入札参加者は、町ホームページ掲載の「中泊町条件付き一般競争入札・郵便入札実施要領」及び設計図書等を熟読のうえ、入札しなければならない。
（4）様式は町ホームページよりダウンロードするものとする。

問い合わせ先
中泊町財政課　契約担当
電話　0173-57-2111（内線 2032）